

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「出産」の次に「(出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。